

中原小学校 P T A 会則改正に際しての新旧対照表（一部）

章・条	新会則条文	旧会則主要条文	主要変更内容
第1章第3条	本会は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行う。 1. 家庭間、および家庭と学校との連携強化 2. 児童の成長の見守り 3. 校内の教育環境等整備 4. 学校生活における児童の日常の発信 5. 地区との連携強化、学校外における安全対策 6. その他、本会の目的達成に関し必要な事項	●本会は、前条の目的を達成するために、以下の事業を行う。 1. 学校と家庭との緊密なる連絡。 2. 学校の施設・設備の充実促進。 3. 児童の健全育成。 4. 会員の研修・向上を図る。 5. その他、目的達成に関する事項。 （第1章第3条）	・ P T Aとしての原点に立ち返り、存在意義を改めて見直した結果の変更。 ・ 分かりにくい表現や、目的と手段とを履き違えたような表現の刷新を行う。
第1章第4条	本会は、本校に在籍する児童の保護者、および本校に勤務する教職員のうち、本会の目的および活動の趣旨に賛同する者により構成する。	●本会は、次の者で構成する。 1 保護者 2 教職員（ゲストティーチャーを含む） 3 その他本会の目的に賛同した者 （第2章第6条）	・ その他入会者の項目を削除（校外の賛同者（地区のサポーター等）からの定期会費徴収は事実上不可能なため）。
第2章第6条	本会は、以下に定める組織を置き、活動を行う。 1. 運営委員会 2. 専門委員会 3. 本部委員会 4. 本部総務委員会 5. 本部委員選考委員会 6. 会計監査委員会 7. その他特別委員会	●本会は、次の機関を置く。 総会、運営委員会、各専門委員会、企画委員会、地区 P T A、学年 P T A、企画委員選考委員会 （第3章第8条）	・ 企画委員会の名称を分かりやすく変更し、本部委員会とする。それに倣い、その他の委員会名も変更する。 ・ 会計監査委員会の委員会への昇格を行い、権限を強化する。 ・ 実態に合わせ、地区 P T A、学年 P T Aの削除。
第2章第7条	その他特別委員会は、必要に応じ、以下に定める会長の委嘱により組織する。	なし	・ 新会則条文通り。
第3章第8条	本会は、以下に定める役員を任命し、活動を行う。 なお、役員として活動する期間の義務・制限等は定めない。 1. 会長 2. 副会長 3. 専門委員長 4. 本校教職員の代表（校長・教頭・教務主任等）	●本会は、下の役職員を置く。 会長1名、副会長3名、会計監査2名、庶務会計1名	・ 役員期間の義務・制限を廃し、長期的な期間が必要な立て直しにも対応できるようにする。 ・ 教務を教務主任等と変更し、役職名の変更にも対応できるように調整。 ・ 会計監査は本部委員会から独立す

(続き)		(第6章第25条)	べきものと考え、役員から除外。 ・庶務会計の実態を踏まえ（現状任意の役員が兼務）、廃止。庶務会計の実態は、本部委員で兼務。
第3章第9条	各役員の任期は、原則として各年度4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、任期開始日以降総会で承認されるまでの期間は、『暫定役員』としてその任にあたる。	●役職員及び委員長、委員の任期は、1年とする。再任を妨げないが、連続する任期は、会長・副会長：最長3年、委員長：最長2年とする。欠員の補充の場合の任期は、前任者の残りの期間とする。委員の改選は毎年2月に行う。 (第6章第29条)	・任期を明記し、子の卒業後も役員として残るという曖昧な定義の撤廃。 ・役員任期を会計年度と合わせ、会計の曖昧さを排除。 ・改選時期の固定を排除。
第3章第15条	専門委員長は、各自の責任の範囲内において、専門副委員長（非役員）を任命することができる。その際、専門副委員長の任期は、任命日から任命後最初に到来する3月31日までとする。	なし	・専門委員長の職務分量・範囲によって、必要に応じて非役員の副委員長を任命することができる。その際、総会の承認は不要とする。
第6章第22条	総会の開催にあたっては、会長が召集を行い、議長は、審議項目に中立の立場の会員の中から選出する。	●総会は、すべて会長が召集し、議長は会員の中から選出する。 (第4章第17条)	・議長選出の定義。
第6章第25条	総会において審議する項目は、以下に挙げるものとする。 1. 前年度決算 2. 基本方針 3. 新年度予算 4. 新本部委員・新専門委員の承認 5. 会則等の改廃 6. 本会の解散について 7. その他本会運営に関する最重要項目	●次の事項は総会で決めなければならない。 1 予算・決算 2 基本方針 3 会則の制度改廃 4 本会の解散に関すること (第3第10条)	・総会における審議項目の明文化。
第7章第33条	運営委員会会議において審議する項目は、以下に挙げるものとする。 1. 総会の委嘱を受けた事項 2. 総会に諮る事項 3. 別途定める金額以上の臨時支出及び項間の流用 4. 規則・規定等の改廃 5. その他本会運営に関する重要項目のうち、総会での審議が行われないもの	●運営委員会は総会に次ぐ決議で、次の事項を決める。 1. 総会の委嘱を受けた事項 2. 総会決議事項の運営 3. 総会に提出する議題 4. 1件5万円以上の臨時支出及び項間の流用 5. 専門委員会の連絡調整計画作成 (第3章第12条)	・運営委員会における審議項目の明文化。 ・一定金額以上の臨時支出が発生した際の金額の定めを、会則から会計規則へ移管。

第8章第36条	第1章第3条にて定めた活動を行うため、以下の専門委員会を設ける。なお、その他専門委員会は、必要に応じて設置する。 1. 交流委員会 2. 母親委員会 3. 環境委員会 4. 広報委員会 5. 地区委員会 6. その他専門委員会	●運営委員会は、任務を分掌して、次の専門委員会を組織する。 1 総務委員会 2 広報委員会 3 地区委員会 4 環境委員会 5 学年委員会 6 母親委員会 (第3章第13条)	・委員会名の変更（学年委員会⇒交流委員会）。 ・総務委員会の組織を適正配置。
第8章第37条 (続き)	各専門委員会の構成員は、以下の通りとする。 1. 交流委員 : 20名程度 2. 母親委員 : 10名程度 3. 環境委員 : 10名程度 4. 広報委員 : 10名程度 5. 地区委員 : 各地区1名×地区数 6. その他専門委員: 必要に応じて 以上に加え、あく委員会にはそれぞれ1名以上の本校教職員が、運営・専門委員として活動する。なお、予定する活動規模によって、募集人数を縮小または休止する場合がある。	●委員は、地区・学級・学校から選出する。 1. 地区委員は、各地区で1名を選出する。なお、地区委員は、運営委員会に出席する。 2. 学年PTA委員として、各学年から広報委員2名、環境委員2名、学年委員4名、母親委員2名、計10名を選出する。なお、運営委員会には、環境委員、学年委員、母親委員、広報委員が出席をする。 3. 学校側委員は、校長・教頭および教職員で構成する。なお、運営委員会には、校長・教頭・教務の外、学年委員会、環境委員会、母親委員会、地区委員会、広報委員会の代表5名が出席をする。ただし、運営委員会で必要と認めた場合は、定数を増減することができる。 (第5章第22条)	・人数の定め撤廃。 ・予定する活動規模によって募集人数の縮小や休止を行う場合がある。
第9章 第42条～第47条	本部委員会について	●企画委員会は、会長、副会長、広報委員長、地区委員長、環境委員長、母親委員長、学年委員長、学校長、教頭、教務で構成し、必要の都度開き、諸般の企画にあたる。 (第3章第15条)	・本部委員会の定義。
第10章 第48条～第52条	本部総務委員会について	なし	・本部総務委員会の定義。
第11章 第53章～第54条	本部委員選考委員会について	●企画委員選考委員会は各専門委員会（学年・母親・環境・広報・地区）、及び企画委員の中の次年度退会予定者によってする。また、選考委員会の中から選考委員長1名と副委員長1名を互選する。 (第5章第23条)	・本部委員選考委員会の定義。

第 1 2 章 第 5 5 条～第 5 6 条	会計監査委員会について	●会長は、本会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。会計監査は、本会の業務・会計及び給食の業務会計を監査する。 (第 6 章第 2 6 条) ●会長・副会長は、企画委員選考委員会が会員中より選出し、総会で承認する。会計監査は総会で会員の中から選出する。 (第 6 章第 2 7 条)	・会計監査の委員会昇格および定義。
第 1 3 章 第 5 7 条～第 5 9 条	その他特別委員会について	なし	・その他特別委員会の定義。
第 1 4 章第 6 0 条	本会の費用は、別に定める会計規則において定められた会費を充てる。ただし、運営委員会において必要と認められた場合には、臨時で徴収することができる。	●本会の費用は、次に定める会費をあてる。ただし、運営委員会が必要と定めたときは、臨時に徴集することができる。会費は、会員ごとに、小学校最長兄弟について月額 300 円、その弟妹について月額 100 円とする。 (第 7 章第 3 0 条)	・会費金額削除。運営委員会への権限移譲。
第 1 5 章第 6 2 条	本会への入会・非入会の意味確認は、毎年度、本校に通う児童の全保護者、および本校に勤務する全教職員から、定められた期日までに本部委員会に対して提出される書面によって行う。	なし	・入会・非入会の意味確認制度の導入。
第 1 5 章第 6 3 条	年度途中での入退会は、転出・転入等によるやむを得ない場合を除き、原則として認めない。	なし	・年度途中の入退会に対しての制限導入。
第 1 5 章第 6 4 条	本会則を改正するには、総会にて改正案を審議し、承認されることを必要とする。なお改正案は、本会則で定めるその他特別委員会を組織し、作成を委嘱することができる。なお委員長は、会長の委嘱により、会長を除く会員の中から任命する。	なし	・会則改正の際の手続きについての例示。
第 1 5 章第 6 5 条	個人情報取扱に関する事項は、本校と協働の上、本部総務委員会の責任の下で厳格な管理を行う。	なし	・個人情報取扱に関する事項の定義